

Q6-9: 休暇請求に関する規定を説明してください。

年次有給休暇以外の休暇は労働基準法、男女就業平等法、労働者休暇規則などにより、以下のよう
に定められています。

種類	休暇理由	日数	賃金等支給
公的休暇	労働者が、会社の指示による業務、トレーニング、兵役、公民権の行使、もしくはその他法規命令により付与される場合	実際の必要日数	通常賃金水準による支給
結婚休暇	労働者本人の結婚の場合	8日	通常賃金水準による支給
公的傷病休暇	労働者が労働災害(以下「労災」)により、後遺症、傷害、または疾病のため、治療または休養が必要な場合	業務ができない実際の日数	支給されてきた賃金に基づき計算される補償
自己都合休暇	労働者が自ら処理しなければならない事情がある場合	14日	賃金は支給されない
家族介護休暇	労働者の家族が予防接種、重大な疾病、その他重大な事故により、労働者自らが介護を行わなければならない場合	7日(取得日数は自己都合休暇に合算して算出)	賃金は支給されない
普通傷病休暇	労働者が労災以外の一般的な傷害、疾病または健康上の理由で治療または休養が必要な場合	①入院しない場合 合:1年間で合計が30日未満	原則として、1年間で30日未満は賃金の半額を支給
		②入院する場合 合:2年間で合計が1年未満	
③入院する場合と入院しない場合の傷病休暇をあわせて取得する場合:2年間で1年未満			
	癌の外来治療または妊娠中の安静休養の期間	上記②の日数計算に加える。	
生理休暇	女性労働者が生理により業務が困難な場合	1ヶ月に1日(年間3日を超えない分は計算する際に病	普通傷病休暇の規定に基づく

		欠に合算しないものとし、残りの日数は病欠に合算して算出)	
忌引休暇	父母、養父母、継父母または配偶者を亡くした者	8日	通常賃金水準による支給
	祖父母、子供または配偶者の父母、養父母もしくは継父母を亡くした者	6日	
	曾祖父母、兄弟姉妹または配偶者の祖父母を亡くした者	3日	
産前産後休暇・ 出産付添い休暇	出産前後の女性労働者	8週	原則として、出産および妊娠3ヶ月以上で流産した者の産前産後休暇の期間は、通常賃金水準による支給
	妊娠3ヶ月以上で流産した者	4週	
	妊娠2ヶ月以上3ヶ月未満で流産した者	1週	
	妊娠2ヶ月未満で流産した者	5日	
	労働者が配偶者の出産に付き添う場合	3日	通常賃金水準による支給

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwCLegal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。